## 所得の制限とは?

手当受給資格者、その配偶者または同居(同住所地で世帯分離している世帯を含みます)の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前年の所得(申請の時期により前々年の所得が基準となる場合もあります)が、それぞれ下表の額以上であるときは、その年度(11 月から翌年の 10 月まで)の手当の一部又は全部の支給が制限されます。

## 所得制限限度額

扶養親族数	本	人	扶養義務者・配偶者
<b>沃食稅胅奴</b>	全部支給	一部支給	孤児等の養育者
0人	490,000円	1, 920, 000円	2, 360, 000円
1人	870,000円	2, 300, 000円	2,740,000円
2 人	1, 250, 000円	2,680,000円	3, 120, 000円
3 人	1, 630, 000円	3,060,000円	3, 500, 000円
4 人	2, 010, 000円	3,440,000円	3, 880, 000円
5 人	2, 390, 000円	3,820,000円	4, 260, 000円

## ●所得の計算方法(課税台帳に基づき計算します。)

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費 + 養育費の8割相当額 - 次表の諸控除 - 8万円 (給与所得控除額) (社会保険料等相当額)

諸	●寡婦控除・・・・・・270,000円	●ひとり親控除・・・・・350,000円	
控	●障害者控除		
除	勤労学生控除 ‥‥ 270,000円	●特別障害者控除 · · 400, 000 円 	
<i>の</i>	●配偶者特別控除・医療費控除 等・・・地方税法で控除された額		
額			

※受給資格者が母(父)の場合は、寡婦控除、ひとり親控除については控除しない。

## 所得制限額に加算されるもの

①受給資格者本人

老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合 10万円/人 特定扶養親族、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合 15万円/人

②扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

老人扶養親族がある場合 6万円/人

(ただし、扶養親族が全て老人扶養親族の場合は、1人を除く)